



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名 サカイオーベックス株式会社
(コード番号 3408 東証第 1 部)
代表者 代表取締役社長 松木伸太郎
問合せ先 総務部長 室坂浩一
(TEL : 0776 - 36 - 5800)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更（単元株式数変更及び
監査等委員会設置会社への移行その他に関するもの）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 123 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に株式併合及び定款一部変更（単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更、監査等委員会設置会社への移行に係る変更、取締役の責任免除に係る変更）について付議することを決議致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、本年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することと致しました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更致します。

(3) 変更の条件

本株主総会において、本単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案並びに株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことと致しました。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
②併合の割合 平成 28 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10 株を 1 株の割合で併合致します。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	68,362,587 株
併合により減少する株式の数	61,526,329 株
併合後の発行済株式総数	6,836,258 株

※「併合により減少する株式の数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10 株未満	142 名（ 2.55%）	199 株（ 0.00%）
10 株以上	5,436 名（ 97.45%）	68,362,388 株（100.00%）
総株主	5,578 名（100.00%）	68,362,587 株（100.00%）

※本株式併合を行った場合、保有株式数が 10 株未満の株主様 142 名（その所有株式の合計は 199 株。平成 28 年 3 月 31 日現在。）が株主たる地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します。

(5) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案並びに単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

- ①上記「2. 株式併合」に記載した本株式併合に関する議案が本株主総会において原案どおり承認可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（10 分の 1）に応じて発行可能株式総数を 2 億 2,400 万株から 2,240 万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。
- ②取締役会の監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンスを強化し、より透明性の高い経営の実現を図るため、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（以下「改正会社法」といいます。）により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行いたしたく存じます。そのため監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ③改正会社法により、責任限定契約を締結することができる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款一部変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ④上記変更に伴い、必要となる条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

なお、当該変更は第6条及び第8条を除き本定時株主総会の終結の時をもってその効力が生じるものといたします。また、第6条及び第8条は平成28年10月1日をもって、その効力を生じるものとします。

(下線部が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億2,400</u> 万株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,240</u> 万株とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第9条～第11条 (条文省略)	第9条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第18条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第19条 当社の取締役は、 <u>16</u> 名以内とする。	第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、 <u>15</u> 名以内とする。
(新設)	(2) <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第20条 取締役は、株主総会において選任する。	第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
(2) (条文省略)	(2) (現行どおり)
(3) (条文省略)	(3) (現行どおり)
(任期)	(任期)
第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	(2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時ま</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 (条文省略) (2) (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前迄に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 26 条 (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役会規程) 第 27 条 (条文省略) (新設)</p>	<p><u>でとする。</u></p> <p><u>(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(4) 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第 23 条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 (現行どおり) (2) (現行どおり) <u>(3) 前 2 項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の 3 日前迄に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 26 条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 27 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程) 第 28 条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の報酬等)</u> 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略) (2) 当社は、社外取締役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (員数) 第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。 (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前迄に各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規程) 第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 36 条 当社は、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の当会</p>	<p><u>区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 30 条 (現行どおり) (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 監査等委員会 (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前迄に各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p><u>(2) 当社は、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 39 条～第 42 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p> <p><u>第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 34 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 37 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条 平成 28 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役 (監査役であった者を含む。) の責任の免除および監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 36 条第 1 項および第 2 項の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">(効力の発生日)</p> <p><u>第 2 条 第 6 条および第 8 条の変更は、平成 28 年 10 月 1 日をもって、その効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>(2) 本条は、平成 28 年 10 月 1 日をもって削除するものとする。</u></p>

4. 主要日程

- 平成 28 年 5 月 13 日 取締役会決議日
- 平成 28 年 6 月 24 日 第 123 回定時株主総会
- 平成 28 年 6 月 24 日 定款変更(発行可能株式総数、単元株式数の変更を除く)の効力発生日
- 平成 28 年 9 月 16 日 株式併合公告
- 平成 28 年 9 月 28 日 当社株式の売買単位が 100 株に変更
- 平成 28 年 10 月 1 日 単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日

(参考) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 28 年 9 月 28 日です。

以上

(御参考)

単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ & A

Q 1 株式併合とはどのような意味ですか。また、単元株式数の変更とはどのような意味ですか。

A 1 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。また、単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。

当社においては、10株を1株とする株式併合と、1,000株から100株への単元株式数の変更を行うことを予定しております。

Q 2 なぜ、株式併合と単元株式数の変更を実施するのですか。

A 2 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。このため、当社は東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、1,000株から100株への単元株式数の変更を行うこととしたものです。

一方で、証券取引所では、望ましいとする投資単位（1売買単位当たりの価格）の水準を5万円以上50万円未満と定めています。当社が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準においては当該水準から外れる可能性が高いことから、同時に株式併合（10株を1株に併合）を実施し、当社株式の投資単位を適切な水準に調整しようとするものです。

Q 3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 3 【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成28年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します。（具体的なスケジュールはQ7.のとおりです。）

【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。具体的には、株式併合及び単元株式数変更の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	200株	2個	なし
例②	1,200株	1個	120株	1個	なし
例③	555株	なし	55株	なし	0.5株
例④	7株	なし	なし	なし	0.7株

- ・ 例②及び例③では単元未満株式（効力発生後において、例②は20株、例③は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り制度がご利用できます。
- ・ 例③及び例④において発生する端数株式相当分（例③は0.5株、例④は0.7株）につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します。
- ・ 例④においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

A 4 株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値が変わることはございません。株式併合の前後で、会社の資産や資本に変化がないためです。

ご所有株式数は併合前の10分の1となり、例えば1,000株お持ちの株主様の株数は100株になりますが、1株当たりの純資産額が併合前の10倍となります。また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。

なお、端数が生じる場合の処理については上記Q 3をご参照ください。

Q 5 株式併合によって所有株式数が減ると、受け取ることができる配当金が減りませんか。

A 5 業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。

ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、1株当たりの配当金は10倍となるためです。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。端数が生じる場合の処理については上記Q 3をご参照ください。

Q 6 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A 6 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

Q 7 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 7 単元株式数変更及び株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成 28 年 5 月 13 日	取締役会（株主総会招集決議）
平成 28 年 6 月 24 日	定時株主総会
平成 28 年 9 月 28 日	当社株式の売買単位が 100 株に変更
平成 28 年 10 月 1 日	単元株式数変更及び株式併合の効力発生日
平成 28 年 11 月上旬	株主様へ株式併合割当通知発送
平成 28 年 12 月初旬	端数処分代金の支払開始

※上記のとおり、単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 28 年 9 月 28 日です。